

一時保護時の司法審査手続における 戸籍謄本等の広域交付の活用について

令和6年10月30日
こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

こどもまんなか
こども家庭庁

一時保護時の司法審査手続における戸籍謄本等の広域交付の活用について

親権者等の特定について（現状と課題）

- 一時保護時の司法審査では、親権者等（親権者又は未成年後見人）の同意を確認する前提として、戸籍謄本により親権者等の特定を行い、同意している者が親権者等であることの確認が必要。
 - 児童の家庭状況を調査する必要性等から、児童相談所では現在も児童や親権者等の戸籍謄本等を取得しており、住所地と本籍地が異なる場合には、児童相談所から本籍地へ郵送等により請求（公用請求）しているが、現状、戸籍謄本等の取得には7日以上要するケースが多く、一時保護時の司法審査の施行後は、親権者等が同意している可能性があるにも関わらず、一時保護状の請求を行わなければならない場合が生じる。
- ⇒ 戸籍謄本等の取得・確認業務を迅速に行うため、市区町村が行う公用請求については、**広域交付制度（本籍地以外の市区町村に対する戸籍謄本等の請求）**が活用できることを明確化できないか。

対応方針

- 戸籍謄本等の広域交付の公用請求は、戸籍法上、市区町村の機関がするものに限り可能とされているが、児童相談所の協力の求めに応じる形であっても、市区町村が主体となり公用請求を行うものであるから（児童福祉法第10条第1項第3号）、請求の主体は市区町村の機関となり、広域交付の公用請求の利用対象となる。
- それを明確にするため、児童福祉法施行規則を改正し（※）、市区町村は、自ら必要な調査等を行う場合のほか、児童相談所長が一時保護に関して必要があると認める場合には、児童福祉法第33条の3の2第1項第3号（一時保護に当たっての必要な協力の求め等）に基づき、**広域交付の公用請求**を活用して、戸籍謄本等を取得・確認できることを規定する。

（※）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）改正案 **＜現時点の案であり、技術的修正の可能性あり＞**

第●条 市町村長は、法第十条第一項第三号その他の法令の規定により自ら調査その他の事務を行う場合のほか、法第三十三条の三の二第一項第三号の規定による都道府県知事又は児童相談所長の求めに応じ、法第三十三条第三項に規定する手続に関し、法第十条第一項第三号に掲げる調査を行う場合においても、戸籍法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求その他の必要な事務を行うことができる。

- ◆ 一時保護時の司法審査の施行（令和7年6月1日）に向けて、上記対応について、市区町村等へ周知させていただき、ご協力をお願いしたい。